

船舶事故調査報告書

平成23年1月13日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年8月8日（日） 11時30分ごろ
発生場所	福岡県福岡市博多港第2区海の中道大橋付近 博多港東防波堤灯台から真方位010° 2.9海里付近 (概位 北緯33° 40.0′ 東経130° 23.8′)
事故調査の経過	平成22年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ゴエモン、0.1トン 290-60219福岡、個人所有 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、75.00kW、平成20年4月 B 水上オートバイ ^{エイチアンドエス} H & S、5トン未満 290-53650福岡、個人所有 2.70m (Lr) × 1.11m × 0.46m、FRP ガソリン機関、55.90kW、平成12年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 37歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年6月2日 免許証交付日 平成21年9月29日 (平成27年6月2日まで有効) B 船長B 男性 36歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年5月18日 免許証交付日 平成21年5月18日 (平成26年5月17日まで有効)
死傷者等	A 負傷 1人（船長A） B 負傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船首部から中央部にかけて亀裂を伴う擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、海の中道大橋付近を約40～50km/hの対地速力で、南西方へ向けて遊走中、B船が右舷後方から接近していることに気付かずに右に旋回したところ、平成22年8月8日11時30分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、約40～50km/hの対地速力でA船

	<p>を追走して徐々に追い付き、A船の右舷後方至近を南西進中、A船が急に右に旋回したため避けることができず、両船が衝突した。</p> <p>両船長は落水したが、船長Aは自力で砂浜にたどり着き、船長Bは同僚の操縦する水上オートバイに救助され、両船長とも救急車で病院に搬送された。船長Bは左腎臓損傷及び左腸骨骨折を負い、船長Aは胸部打撲傷を負った。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波 なし、潮汐 下げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>船長A及び船長Bは、事故当時、同僚約20人とともに、A船及びB船を含む水上オートバイ3隻に交替で乗船し、遊走していた。</p> <p>船長Aは、近くに他船はいないものと思い、右に旋回する際、後方を確認しなかった。</p> <p>船長Bは、A船が急に旋回することはないものと思い、A船に接近して航行した。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、海の中道大橋付近を南西進中、船長Aが、近くに他船はいないものと思い込み、右旋回する際、後方の適切な見張りを行わなかったことから、右舷後方から接近するB船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、A船を追走して南西進中、船長Bが、A船が急に旋回することはないものと思い込み、適切な船間距離を保たずにA船の右舷後方至近を航行したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、海の中道大橋付近において、A船が南西進中、B船がA船を追走して南西進中、A船が適切な見張りを行わずに右旋回し、また、B船が適切な船間距離を保たずにA船の右舷後方至近を航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	